

2014年7月10日  
テオリア第22号

定価 350円  
毎月10日発行  
定期購読料 年間 4000円  
半年 2000円

郵便振替口座 00180-5-567296研究所テオリア

# θεωρία テオリア

発行 研究所テオリア  
東京都千代田区内神田1-17-12  
勝文社第二ビル101  
TEL&FAX 03-6273-7233  
ホームページ  
http://theoria.info  
E-mail: email@theoria.info

## 「戦争する国」の集団的自衛権



### 「戦争する国」の 集団的自衛権

「積極的平和主義」を掲げる安倍政権は集団的自衛権容認の閣議決定を7月初めにも強行しようとしている。解釈改憲によって平和主義・立憲主義を破壊し、限のない武力行使、秘密保護法で国家の秘密を隠し武器を輸出する「戦争する国」へ進むとしている。

6月中にも安倍政権が出す「成長戦略」は雇用・医療・農業に関する規制を「岩盤規制」だとして破壊。現実性ない「人口1億人維持」政策を掲げながら、残業代ゼロ、年金の投機的運用など生命・生活より企業の金儲けを優先している。

<p>研究所テオリアシンポジウム 脱成長・脱貧困の社会ビジョン 脱成長・ダウンシフト 高坂勝</p> <p>日本の貧困構造と ベーシックインカム 堅田香緒里</p> <p>定価 600円 研究所テオリア</p>	<p>紙面紹介</p> <p>集団的自衛権で「殺し殺される」自衛隊へ 清水雅彦……2～3面</p> <p>いま脱成長論が脚光を浴びる(中) 白川真澄……4～6面</p> <p>書評 家族農業が世界の未来を拓く……6面</p> <p>川内原発現地行動 天野恵一／三里塚……7面</p> <p>大阪市生活保護行政調査 片山薫／集団的自衛権……8面</p>	<p>インフォメーション</p> <p>辺野古の海に杭はうたせない！集会とデモ 7月19日(土)午後2時／千駄ヶ谷区民会館／辺野古への 基地建設を許さない実行委員会</p>
---	---	--

### 夏期カンパをお願いします

テオリア読者、会員の皆さん。夏期カンパをお願いします。集団的自衛権行使解禁の動きが進み、平和主義、立憲主義が根底から壊されようとしています。住民の安全よりも経済成長を最優先する原発再稼働、残業代ゼロ、生涯ハケンなど雇用、医療、農業に関する規制破壊。消費税増税と社会保障費削減の一方の法人税減税など格差・貧困拡大政策が押し進められています。対抗する思想、理論、社会アクションがどうつくり上げるのか。ともに考え、行動しましょう。

2014年6月

研究所テオリア運営委員会

### ◆カンパ送り先

郵便振替 00180-5-567296 研究所テオリア  
城南信用金庫神田支店 普通口座 口座番号2809573 口座名 研究所テオリア (信金への振込の場合はFAX、メールなどで振込内容をご連絡ください)

国連・憲法問題研究会講演会

集団的自衛権で「殺し殺される」自衛隊へ

「解釈改憲が戦争につながるカラクリ

清水雅彦 日本体育大学教授

【6月7日、国連・憲法問題研究会講演会】 集団的自衛権で「殺し殺される」自衛隊へ「解釈改憲が戦争につながるカラクリ」を解説する清水雅彦さん。講師は清水雅彦さん（日本体育大学教授、憲法学）。5月15日、安倍政権は安保法制懇報告、集団的自衛権の「基本的方向性」を出した。安倍がめざした国会会期中の閣議決定は市民の反対で阻まれたが、安倍政権は早期閣議決定を目指している（6月21日現在）。

着々進む「戦争する国」への道

日本は安倍政権の下で「戦争する国」への道を急速に進もうとしている。昨年、国家安全保障会議設置、秘密保護法の制定、国家安全保障戦略決定などが行われた。そして、集団的自衛権行使容認問題が浮上して



清水雅彦（しみず まさひこ） 日本体育大学教授、憲法学。戦争をさせない1000人委員会事務局長代行。著書に『すぐにわかる集団的自衛権ってなに？』（共著、七つ森書館）『憲法を変えて「戦争のボタ」を押しませんか？』（高文研）『秘密保護法は何をねらうか』（共著、高文研）『21世紀のグローバル・ファシズム―侵略戦争と暗黒社会を許さないために』（共著、耕文社）『改憲 異論⑤ 住民自治・地方分権と改憲』（共著、現代企画室）『戦争する国への有事法制のシナリオ』（共著、旬報社）ほか

くる。

①「米国に向かう弾道ミサイルの抑撃」が集団的自衛権。

②「米国が武力攻撃を受けた際の支援」

③「国際平和活動とともにハードルも非常に高い。昨年、安倍首相は憲法96条を言い出したが、国民の反発が強く、立法改憲と解釈改憲を出してきた。

④「集団的自衛権と説明されるが、国連決議での掃海作業もありうる。だから、

⑤「集団的自衛権と説明されるが、国連決議での掃海作業もありうる。だから、

⑥「海上での自衛隊が遭った不法行為への対処」

⑦「海上での自衛隊が遭った不法行為への対処」

⑧「海上での自衛隊が遭った不法行為への対処」

⑨「海上での自衛隊が遭った不法行為への対処」

⑩「海上での自衛隊が遭った不法行為への対処」

⑪「海上での自衛隊が遭った不法行為への対処」

⑫「海上での自衛隊が遭った不法行為への対処」

⑬「海上での自衛隊が遭った不法行為への対処」

⑭「海上での自衛隊が遭った不法行為への対処」

⑮「海上での自衛隊が遭った不法行為への対処」

⑯「海上での自衛隊が遭った不法行為への対処」

⑰「海上での自衛隊が遭った不法行為への対処」

⑱「海上での自衛隊が遭った不法行為への対処」

⑲「海上での自衛隊が遭った不法行為への対処」

⑳「海上での自衛隊が遭った不法行為への対処」

㉑「海上での自衛隊が遭った不法行為への対処」

㉒「海上での自衛隊が遭った不法行為への対処」

㉓「海上での自衛隊が遭った不法行為への対処」

集団的自衛権プラス、安保法制懇が言うところの「集団安全保障」が入ってくる。⑧は多国籍軍への参加で、9条の下では到底認められない。

⑨は新しい概念でグレーゾーン。⑨は外国潜水艦が日本領海を航行する時は浮上し無害通航しなければならぬ。潜航したままという問題はありますが、潜水艦でもずっともぐって

⑩の武装集団が離島に上陸するというのは警察・海上保安庁が対処すること。私自身は現在の警察の軍隊化には反対だが、警察機動隊のSATや銃器対策部隊、海上保安庁にも自衛隊と共通の装備を持った部隊がある。機動隊、海上保安庁が武装集団に対応できるはず。逆に自衛隊が出て行くこと、事態がよ

⑪は集団的自衛権と説明されるが、国連決議での掃海作業もありうる。だから、

⑫は集団的自衛権と説明されるが、国連決議での掃海作業もありうる。だから、

⑬は集団的自衛権と説明されるが、国連決議での掃海作業もありうる。だから、

⑭は集団的自衛権と説明されるが、国連決議での掃海作業もありうる。だから、

⑮は集団的自衛権と説明されるが、国連決議での掃海作業もありうる。だから、

⑯は集団的自衛権と説明されるが、国連決議での掃海作業もありうる。だから、

⑰は集団的自衛権と説明されるが、国連決議での掃海作業もありうる。だから、

⑱は集団的自衛権と説明されるが、国連決議での掃海作業もありうる。だから、

⑲は集団的自衛権と説明されるが、国連決議での掃海作業もありうる。だから、

⑳は集団的自衛権と説明されるが、国連決議での掃海作業もありうる。だから、

㉑は集団的自衛権と説明されるが、国連決議での掃海作業もありうる。だから、

㉒は集団的自衛権と説明されるが、国連決議での掃海作業もありうる。だから、

㉓は集団的自衛権と説明されるが、国連決議での掃海作業もありうる。だから、

公明党の合意を取り付けるためにグレーゾーンから先に議論。6月6日、⑩と⑪の2事例は、現行法の枠内で対応するとした。これら

⑫は集団的自衛権と説明されるが、国連決議での掃海作業もありうる。だから、

⑬は集団的自衛権と説明されるが、国連決議での掃海作業もありうる。だから、

⑭は集団的自衛権と説明されるが、国連決議での掃海作業もありうる。だから、

⑮は集団的自衛権と説明されるが、国連決議での掃海作業もありうる。だから、

⑯は集団的自衛権と説明されるが、国連決議での掃海作業もありうる。だから、

⑰は集団的自衛権と説明されるが、国連決議での掃海作業もありうる。だから、

⑱は集団的自衛権と説明されるが、国連決議での掃海作業もありうる。だから、

ゴールにある自民党改憲案

これらゴールにあるのは自民党改憲案。特徴の第一は国家主義。憲法前文第1段の冒頭の主語が「日本国民は」から「日本国は」に変わる。

日本国憲法で人権は公共の福祉で制限される。公共の福祉は人権と人権がぶつかった時の調整原理。例えば、野放しの表現の自由は像権、名誉権を傷つけるような内容であれば、表現の自由は規制される。人権と人権がぶつかって、どちらかの人権が重たい場合は、もう一方の人権は制限するというのが公共の福祉という考え方。

改憲案では「公共の福祉」が「公益及び公の秩序」に変わっている。05年自民党新憲法草案の要綱では「国家の安全と社会秩序」。本音は、国家の安全と社会秩序のためであれば人権を制限してもいい。その発想の表れが昨年の秘密保護法。国家安全保障戦略、国家安全保障基本法案にしろ、国民の安全より「国家の安全」が大事。そして、9条も変えてしまおう。こういうゴールに向けて、法律が一つずつ変えられている。その一環に今回の集団的自衛権解禁問題が位置づけられる。

9条1項についてはA説は、「国際紛争を解決する手段」としての戦争というのには侵略戦争であって、自衛戦争を含まないと解釈する。この解釈は同じような文言がある1928年の不戦条約の解釈をそのまま持ってきたもの。B説は、9条1項では侵略戦争だけでなく、自衛戦争を含む一切の戦争を放棄したとする。厳密に言うところ、憲法も国連憲章も、戦争は一切禁止している。ここで自衛戦争と表現しているのはそれぞれの国の武力行使、自衛権の行使。

憲法学界では憲法9条をどのように解釈するのか。（以下、A B甲乙は便宜的呼称）

9条1項についてはA説は、「国際紛争を解決する手段」としての戦争というのには侵略戦争であって、自衛戦争を含まないと解釈する。この解釈は同じような文言がある1928年の不戦条約の解釈をそのまま持ってきたもの。B説は、9条1項では侵略戦争だけでなく、自衛戦争を含む一切の戦争を放棄したとする。厳密に言うところ、憲法も国連憲章も、戦争は一切禁止している。ここで自衛戦争と表現しているのはそれぞれの国の武力行使、自衛権の行使。

憲法学界では憲法9条をどのように解釈するのか。（以下、A B甲乙は便宜的呼称）

集団的自衛権の発動

安保法制根が示した集団的自衛権の発動要件は一般的で特に新しいものではない。基本は首相主導で内閣の閣議決定で決められる。国会が関与するとい

安保法制懇報告書は日本国憲法でできないものをやろうとしている。しかし、08年に提出された報告書を福田政権は相手にしなかった。安保法制懇報告が実現しなくても何の問題もなかったのに、第2次安倍政権が成立すると安保法制懇を再開。5月15日に報告書を提出した。報告ではさらに6つの事態を加えた。

⑤日本近隣での有事の際

9条解釈をめぐる

憲法学界では憲法9条をどのように解釈するのか。（以下、A B甲乙は便宜的呼称）

9条1項についてはA説は、「国際紛争を解決する手段」としての戦争というのには侵略戦争であって、自衛戦争を含まないと解釈する。この解釈は同じような文言がある1928年の不戦条約の解釈をそのまま持ってきたもの。B説は、9条1項では侵略戦争だけでなく、自衛戦争を含む一切の戦争を放棄したとする。厳密に言うところ、憲法も国連憲章も、戦争は一切禁止している。ここで自衛戦争と表現しているのはそれぞれの国の武力行使、自衛権の行使。

憲法学界では憲法9条をどのように解釈するのか。（以下、A B甲乙は便宜的呼称）

は、「前項の目的」の解釈で大きく分かれる。甲説は第1項でA説に立っている人たち。甲説は9条1項で放棄したのは侵略戦争であるから、侵略戦争を放棄する目的のために戦力を持たないといっても、自衛力保持はできると考える。

それに対して、乙説は「目的」というのは1項全体だと素直に解釈し、一切の戦力はもてない。自衛力保持も許されないと考える。憲法学界で多数説なのは、A説十乙説という「9条2項全面放棄説」。

改憲派は少数説のA説十甲説という限定放棄説。少数説としては、私自身もそうだが、B説十乙説の「9条1項全面放棄説」がある。

憲法学界の多数説は、1項はA説、2項は乙説なので、自衛隊は違憲。政府解釈は1項A説で2項が独特。2項の「戦力」は「自衛のための必要最小限度の実力を超えるもの」と考える。だから、「実力」

は憲法上保有できる。自衛隊は「軍隊」ではない。自衛隊を違憲にしないために生み出した政府解釈。もちろん、私からすると間違っている。

政府は個別的自衛権が行使できるという立場。1954年政府見解で個別的自衛権行使の3要件は、「我が国に対する急迫不正の侵害があること」「これを排除するために他の適当な手段がないこと」「必要最小限度の実力行使にとどまること」。

81年政府答弁書は、国連憲章51条で集団的自衛権自体は持っているが、憲法9条があるから行使はできませんという考え方を示している。この政府答弁書の考え方が30年以上続いてきた。

それを今、安倍政権が簡単に変えようとしている。今回の安保法制懇、政府の立場はコロッと変わっている。憲法前文、13条を根拠に、集団的自衛権を行使できるといふ飛躍がある。

た。そのため、日本のように「自衛のため」と戦争する国が出てきちゃう。1945年国連憲章では自衛戦争を制限する。戦争をさらに推し進めると、次が自衛戦争の放棄。憲法9条1項解釈のB説に立てば、日本国憲法は戦争をさらに推し進めた

### 戦争違法化の歴史

憲法9条は戦争違法化の流れの中に位置づけられる。かつてはどんな戦争をやってもいいという無差別戦争観があった。第一次世界大戦後、国際連盟規約が作られ、侵略戦争を制限。1928年不戦条約は侵略戦争を放棄したけれども、自衛戦争に手をつけなかつた。そのために、日本のように「自衛のため」と戦争する国が出てきちゃう。1945年国連憲章では自衛戦争を制限する。戦争をさらに推し進めると、次が自衛戦争の放棄。憲法9条1項解釈のB説に立てば、日本国憲法は戦争をさらに推し進めた

と位置づけられる。戦争の方法も規制してきた。1949年ジュネーブ諸条約は文民・捕虜の保護を規定。必要最小限の攻撃というルールを作る。72年生物兵器禁止条約、93年化学兵器禁止条約、97年地雷撤廃条約、08年クラスター爆弾禁止条約など兵器も制限。国連では通常兵器規制の議論をしている段階。この流れを進めていくと、軍隊そのものを持つのをやめようとなる。憲法9条2項の乙説の考え方。

世界200弱の国の中の国連憲章と日本国憲法には相違点がある。国連憲章51条は集団的自衛権を認めている。国連憲章は自衛戦争を制限した国際法。野放しの自衛権行使は認めない。集団的自衛権とは「直接攻撃を受けていない国が同盟国と共に敵と闘う権利」。国連憲章が定める集団的自衛権行使に当たっての3つの要件がある。

第一に自衛権行使には、攻撃を受けている、あるいは受けつつあるという要件を満たさないとけない。第二の暫定性の要件で、自衛権を行使できるのは51条にあるように国連安保理が必要な措置を取るまでの間。安保理が必要な措置をとったら、自衛権は行使できない。

第三に均衡性の要件は、27カ国は既に軍隊を持っていない。日本が憲法の理念通り軍隊を持たない国になれば、大きな意味を持つ。日本の国内治安がよいのは、国民が武装できないから。アメリカは憲法で国民が武装する権利を認め、年間1万人以上が死亡している。日本で銃の発射で死んでいるのは年間10人、20人。これと同じで、各国の軍隊を廃止して国連軍に集約していくことは50年100年の長いスパンでみていけば必ずしも不可能ではない。

イラク戦争はもつとひどい。イラクは一度もアメリカを攻撃していない。イラクは実際に大量破壊兵器を持っていない。先制攻撃は自衛戦争の要件を満たしていない。そういう意味でイラク戦争はアフガン戦争以上に違法性が高い戦争だった。

もうひとつは集団安全保障。41条は非軍事的措置を規定、42条は国連軍を規定した条文。これが国連憲章上の集団的安全保障の考え。国連憲章と日本国憲法は同じ1940年代の国際法と憲法。そこには「武力による威嚇と武力の行使」という同じ文言がある。だが、明確に考えが違う。

国連憲章2条4項は武力による威嚇と武力行使を「慎まなければならない」。場合によっては行使してよい。日本国憲法9条1項は武力による威嚇と武力行使を「永久にこれを放棄する」。憲法と国連憲章には平和

この間、安倍や北岡は以下のような発言をしている。「憲法は最高法規ではない、上に道徳律や自然権がある。憲法だけでは何もできず……その意味で憲法は不要だとの議論もある」（4月21日北岡伸一）。「最高責任者は私だ。選挙で国民から審判を受けてい

主義という連続面があるが、自衛権行使をめぐっては断絶面がある。国連憲章に書いてあることを加盟国が全て行使する必要はない。日本が集団的自衛権を行使するかしないかは日本国の問題。国連憲章のもとになる「ダンバートン・オークス提案」（1944年）には集団的自衛権規定がなかった。中南米諸国の集団的自衛権がないと不安だという提案で国連憲章に入れた。冷戦が始まると、集団的自衛権は変質し、米ソがNATOやワルシャワ条約機構など軍事同盟を作っていくてしまう。行使の実態を見ると、主に大国による小国へ侵攻・侵略の際に集団的自衛権が使われる。典型的にはアメリカのベトナム戦争、ソ連によるハンガリー、チェコスロバキア、アフガンへの介入。悪用された現実を見るならば、国連憲章に集団的自衛権の規定は入れるべきではなかった。

この間、安倍や北岡は以下のような発言をしている。「憲法は最高法規ではない、上に道徳律や自然権がある。憲法だけでは何もできず……その意味で憲法は不要だとの議論もある」（4月21日北岡伸一）。「最高責任者は私だ。選挙で国民から審判を受けてい

の2以上の賛成で発議をし、国民投票で過半数の賛成がないとできない。憲法改正は重要な問題だから、3分の2という高いハードルを設けている、というように、憲法を改正するというのは難しい。それなのに解釈で憲法の意味内容を変えてしまうということは憲法96条を全く無視するものである。同時に96条で国会と国民の意志を問うことを定めているのだから、解釈改憲とは憲法41条が定める国会の国権の最高機関性を無視し、国民主権を無視することになる。

私自身はPKO、アフガン戦争でのテロ特措法、イラク特措法に基づいて自衛隊を海外に出したことは派兵だと思ふ。だが、1954年の国会決議があるから、政府は「派兵」ではなく、「派遣」と呼んできた。しかし、今政府が考えている集団的自衛権行使の解禁は派遣ではなく派兵。自民党の13年参院選公約に集団的自衛権は入っていない。12年総選挙でも集団的自衛権問題は大きな争点ではなかったし、国民に問うていないのに、解釈で変えてしまうことは国民主権の無視。憲法99条の公務員の憲法尊重擁護義務、「人類普通の原理」（前文1段）、基本的人権の永久不可侵性（11条97条）から、憲法改正には限界がある。政府による解釈変更は立憲主義の否定。安保条約との関係でも問

### 国連憲章と憲法の相違点

イラク戦争はもつとひどい。イラクは一度もアメリカを攻撃していない。イラクは実際に大量破壊兵器を持っていない。先制攻撃は自衛戦争の要件を満たしていない。そういう意味でイラク戦争はアフガン戦争以上に違法性が高い戦争だった。もうひとつは集団安全保障。41条は非軍事的措置を規定、42条は国連軍を規定した条文。これが国連憲章上の集団的安全保障の考え。国連憲章と日本国憲法は同じ1940年代の国際法と憲法。そこには「武力による威嚇と武力の行使」という同じ文言がある。だが、明確に考えが違う。国連憲章2条4項は武力による威嚇と武力行使を「慎まなければならない」。場合によっては行使してよい。日本国憲法9条1項は武力による威嚇と武力行使を「永久にこれを放棄する」。憲法と国連憲章には平和

この間、安倍や北岡は以下のような発言をしている。「憲法は最高法規ではない、上に道徳律や自然権がある。憲法だけでは何もできず……その意味で憲法は不要だとの議論もある」（4月21日北岡伸一）。「最高責任者は私だ。選挙で国民から審判を受けてい

の2以上の賛成で発議をし、国民投票で過半数の賛成がないとできない。憲法改正は重要な問題だから、3分の2という高いハードルを設けている、というように、憲法を改正するというのは難しい。それなのに解釈で憲法の意味内容を変えてしまうことは憲法96条を全く無視するものである。同時に96条で国会と国民の意志を問うことを定めているのだから、解釈改憲とは憲法41条が定める国会の国権の最高機関性を無視し、国民主権を無視することになる。

私自身はPKO、アフガン戦争でのテロ特措法、イラク特措法に基づいて自衛隊を海外に出したことは派兵だと思ふ。だが、1954年の国会決議があるから、政府は「派兵」ではなく、「派遣」と呼んできた。しかし、今政府が考えている集団的自衛権行使の解禁は派遣ではなく派兵。自民党の13年参院選公約に集団的自衛権は入っていない。12年総選挙でも集団的自衛権問題は大きな争点ではなかったし、国民に問うていないのに、解釈で変えてしまうことは国民主権の無視。憲法99条の公務員の憲法尊重擁護義務、「人類普通の原理」（前文1段）、基本的人権の永久不可侵性（11条97条）から、憲法改正には限界がある。政府による解釈変更は立憲主義の否定。安保条約との関係でも問

憲法改正には国会で3分の2以上の賛成で発議をし、国民投票で過半数の賛成がないとできない。憲法改正は重要な問題だから、3分の2という高いハードルを設けている、というように、憲法を改正するというのは難しい。それなのに解釈で憲法の意味内容を変えてしまうことは憲法96条を全く無視するものである。同時に96条で国会と国民の意志を問うことを定めているのだから、解釈改憲とは憲法41条が定める国会の国権の最高機関性を無視し、国民主権を無視することになる。

私自身はPKO、アフガン戦争でのテロ特措法、イラク特措法に基づいて自衛隊を海外に出したことは派兵だと思ふ。だが、1954年の国会決議があるから、政府は「派兵」ではなく、「派遣」と呼んできた。しかし、今政府が考えている集団的自衛権行使の解禁は派遣ではなく派兵。自民党の13年参院選公約に集団的自衛権は入っていない。12年総選挙でも集団的自衛権問題は大きな争点ではなかったし、国民に問うていないのに、解釈で変えてしまうことは国民主権の無視。憲法99条の公務員の憲法尊重擁護義務、「人類普通の原理」（前文1段）、基本的人権の永久不可侵性（11条97条）から、憲法改正には限界がある。政府による解釈変更は立憲主義の否定。安保条約との関係でも問

憲法改正には国会で3分の2以上の賛成で発議をし、国民投票で過半数の賛成がないとできない。憲法改正は重要な問題だから、3分の2という高いハードルを設けている、というように、憲法を改正するというのは難しい。それなのに解釈で憲法の意味内容を変えてしまうことは憲法96条を全く無視するものである。同時に96条で国会と国民の意志を問うことを定めているのだから、解釈改憲とは憲法41条が定める国会の国権の最高機関性を無視し、国民主権を無視することになる。

### 憲法・安保条約上の問題点

この間、安倍や北岡は以下のような発言をしている。「憲法は最高法規ではない、上に道徳律や自然権がある。憲法だけでは何もできず……その意味で憲法は不要だとの議論もある」（4月21日北岡伸一）。「最高責任者は私だ。選挙で国民から審判を受けてい

力に基地提供する義務はなくなるはず。しかし、安倍政権は安保条約に一切手をつけずにやろうとしている。この間、砂川事件最高裁判決の解釈で集団的自衛権行使をやらうとしてきた。砂川事件は日本の集団的自衛権行使が議論になった事件ではない。最近、一番の伊達判決が出た後、田中耕太郎長官が駐日アメリカ大使に事前に会ったことが明らかになっている。砂川事件最高裁判決を根拠に集団的自衛権行使を正当化することは到底できるわけがない。

日米安保条約第5条では、日本が攻撃を受けた場合、米国は集団的自衛権を行使できるが、米国が攻撃された時に日本は集団的自衛権を行使できない。代わりに第6条で日本はアメリカに基地提供規定がある。NATO、米韓相互防衛条約、米比相互防衛条約などは、米比相互防衛条約などは集団的自衛権規定がある。日本もアメリカが攻撃された時に集団的自衛権行使ができるというのであれば、安保条約を改定しないといけない。日米が対等になるのであれば、6条は削除し、日本が一方的にアメ

砂川事件は日本の集団的自衛権行使が議論になった事件ではない。最近、一番の伊達判決が出た後、田中耕太郎長官が駐日アメリカ大使に事前に会ったことが明らかになっている。砂川事件最高裁判決を根拠に集団的自衛権行使を正当化することは到底できるわけがない。

砂川事件は日本の集団的自衛権行使が議論になった事件ではない。最近、一番の伊達判決が出た後、田中耕太郎長官が駐日アメリカ大使に事前に会ったことが明らかになっている。砂川事件最高裁判決を根拠に集団的自衛権行使を正当化することは到底できるわけがない。

砂川事件は日本の集団的自衛権行使が議論になった事件ではない。最近、一番の伊達判決が出た後、田中耕太郎長官が駐日アメリカ大使に事前に会ったことが明らかになっている。砂川事件最高裁判決を根拠に集団的自衛権行使を正当化することは到底できるわけがない。

砂川事件は日本の集団的自衛権行使が議論になった事件ではない。最近、一番の伊達判決が出た後、田中耕太郎長官が駐日アメリカ大使に事前に会ったことが明らかになっている。砂川事件最高裁判決を根拠に集団的自衛権行使を正当化することは到底できるわけがない。

砂川事件は日本の集団的自衛権行使が議論になった事件ではない。最近、一番の伊達判決が出た後、田中耕太郎長官が駐日アメリカ大使に事前に会ったことが明らかになっている。砂川事件最高裁判決を根拠に集団的自衛権行使を正当化することは到底できるわけがない。

砂川事件は日本の集団的自衛権行使が議論になった事件ではない。最近、一番の伊達判決が出た後、田中耕太郎長官が駐日アメリカ大使に事前に会ったことが明らかになっている。砂川事件最高裁判決を根拠に集団的自衛権行使を正当化することは到底できるわけがない。

砂川事件は日本の集団的自衛権行使が議論になった事件ではない。最近、一番の伊達判決が出た後、田中耕太郎長官が駐日アメリカ大使に事前に会ったことが明らかになっている。砂川事件最高裁判決を根拠に集団的自衛権行使を正当化することは到底できるわけがない。

砂川事件は日本の集団的自衛権行使が議論になった事件ではない。最近、一番の伊達判決が出た後、田中耕太郎長官が駐日アメリカ大使に事前に会ったことが明らかになっている。砂川事件最高裁判決を根拠に集団的自衛権行使を正当化することは到底できるわけがない。

砂川事件は日本の集団的自衛権行使が議論になった事件ではない。最近、一番の伊達判決が出た後、田中耕太郎長官が駐日アメリカ大使に事前に会ったことが明らかになっている。砂川事件最高裁判決を根拠に集団的自衛権行使を正当化することは到底できるわけがない。

砂川事件は日本の集団的自衛権行使が議論になった事件ではない。最近、一番の伊達判決が出た後、田中耕太郎長官が駐日アメリカ大使に事前に会ったことが明らかになっている。砂川事件最高裁判決を根拠に集団的自衛権行使を正当化することは到底できるわけがない。

### 改めて考える 日本国憲法の平和主義

（国内外的社会構造による貧困・飢餓・抑圧・疎外・差別など）のない状態をめざす。日本国民だけが戦争がない状態であればいいという一國平和主義の立場に立つのではない。全世界から戦争、貧困をなくそうと考えているのが憲法前文の立場。日本がすべきことは、9条に従って戦争に協力しないこと、前文に従って世界の貧困問題を解消するということ。安倍首相の言う「積極的平和」を別の意味で使って戦争する国にすることはできない。集団自衛権行使をさせないために、集会や各地の取り組みに参加していただきたい。

（国内外的社会構造による貧困・飢餓・抑圧・疎外・差別など）のない状態をめざす。日本国民だけが戦争がない状態であればいいという一國平和主義の立場に立つのではない。全世界から戦争、貧困をなくそうと考えているのが憲法前文の立場。日本がすべきことは、9条に従って戦争に協力しないこと、前文に従って世界の貧困問題を解消するということ。安倍首相の言う「積極的平和」を別の意味で使って戦争する国にすることはできない。集団自衛権行使をさせないために、集会や各地の取り組みに参加していただきたい。

（国内外的社会構造による貧困・飢餓・抑圧・疎外・差別など）のない状態をめざす。日本国民だけが戦争がない状態であればいいという一國平和主義の立場に立つのではない。全世界から戦争、貧困をなくそうと考えているのが憲法前文の立場。日本がすべきことは、9条に従って戦争に協力しないこと、前文に従って世界の貧困問題を解消するということ。安倍首相の言う「積極的平和」を別の意味で使って戦争する国にすることはできない。集団自衛権行使をさせないために、集会や各地の取り組みに参加していただきたい。

（国内外的社会構造による貧困・飢餓・抑圧・疎外・差別など）のない状態をめざす。日本国民だけが戦争がない状態であればいいという一國平和主義の立場に立つのではない。全世界から戦争、貧困をなくそうと考えているのが憲法前文の立場。日本がすべきことは、9条に従って戦争に協力しないこと、前文に従って世界の貧困問題を解消するということ。安倍首相の言う「積極的平和」を別の意味で使って戦争する国にすることはできない。集団自衛権行使をさせないために、集会や各地の取り組みに参加していただきたい。

（国内外的社会構造による貧困・飢餓・抑圧・疎外・差別など）のない状態をめざす。日本国民だけが戦争がない状態であればいいという一國平和主義の立場に立つのではない。全世界から戦争、貧困をなくそうと考えているのが憲法前文の立場。日本がすべきことは、9条に従って戦争に協力しないこと、前文に従って世界の貧困問題を解消するということ。安倍首相の言う「積極的平和」を別の意味で使って戦争する国にすることはできない。集団自衛権行使をさせないために、集会や各地の取り組みに参加していただきたい。

（国内外的社会構造による貧困・飢餓・抑圧・疎外・差別など）のない状態をめざす。日本国民だけが戦争がない状態であればいいという一國平和主義の立場に立つのではない。全世界から戦争、貧困をなくそうと考えているのが憲法前文の立場。日本がすべきことは、9条に従って戦争に協力しないこと、前文に従って世界の貧困問題を解消するということ。安倍首相の言う「積極的平和」を別の意味で使って戦争する国にすることはできない。集団自衛権行使をさせないために、集会や各地の取り組みに参加していただきたい。

（国内外的社会構造による貧困・飢餓・抑圧・疎外・差別など）のない状態をめざす。日本国民だけが戦争がない状態であればいいという一國平和主義の立場に立つのではない。全世界から戦争、貧困をなくそうと考えているのが憲法前文の立場。日本がすべきことは、9条に従って戦争に協力しないこと、前文に従って世界の貧困問題を解消するということ。安倍首相の言う「積極的平和」を別の意味で使って戦争する国にすることはできない。集団自衛権行使をさせないために、集会や各地の取り組みに参加していただきたい。

座標塾第X期第2回

いま脱成長論が脚光を浴びる

脱成長社会をめぐるさまざまな議論 (中)

白川真澄

人口減少社会と経済成長 (その2) ——ゼロ成長が精一杯

マイナス成長は怖くない

これからの日本経済の動きを予測すると、(1)名目GDP3%、実質GDP2%の成長率を回復する、(2)ゼロ成長が続く、経済の規模は拡大しない、(3)マイナス成長に陥り、経済の規模が縮小する、と

目次
はじめに——経済成長しかないのか?
脱成長社会は悲惨な社会なのか
脱成長社会は変化のない退屈な社会か
人口減少社会と経済成長(その1)
人口減少は経済成長を不可能にする(以上前号)
人口減少社会と経済成長(その2)
ゼロ成長が精一杯(以上今号)
脱成長の経済——地域内循環型経済の可能性
残された課題(以上次号)

年43万人という条件の下で、一体どうやって経済成長を復活させようとするのか。

実は、経済成長論は、その点について必ずしも明快な答えを出していません。

成長シナリオを実現すると豪語しています。しかし、生産年齢人口の急減(2030年までは毎年67万人、2060年までは毎年74万人の減少)にともなう労働力の減少(2030年まで毎年48万人)あるいは

結論的に言うと、こうした方策がそれなりに成功したとしても、経済成長の復活は困難であり、ゼロ成長が精一杯でしょう。

脱成長論のなかにも、マイナス成長に陥ると急激に経済が縮小して雇用や生活に打撃を与えてしまうから、ゼロ成長をめざすべきだという主張(たとえば橋本)がある。

市場を経由する取引を力ウントしてお金で測るものだと、環境・再生可能エネルギー、食と農業、ケア(医

からです。市場を経由しない交換や活動が急速に広がって、お金で測れない富が増えれば、マイナス成長になっても、つまりGDPが縮小しても、実際の経済活動の規模や中身が縮むわけではない。

脱成長社会では、地域コミュニティでの半自給的な生産や生活、無償の助け合いといった非市場的・非貨幣的な活動の領域が飛躍的に広がることを強調すべきだと、思います。

脱成長社会でも怖くないという発想を大前提にして、とりあえず人口減少が進むなかでゼロ成長、つまり経済規模を定常状態に維持するために何が必要かを考えてみます。

働く人を増やす

マイナス成長でも怖くないという発想を大前提にして、とりあえず人口減少が進むなかでゼロ成長、つまり経済規模を定常状態に維持するために何が必要かを考えてみます。

その方策としては、労働力の急激な減少を緩和するために、働く人そのものを増やす。労働者の知識や技能を高める人材養成の投資を拡充して、生産性を向上させる。輸出主導ではなく、環境・再生可能エネルギー、食と農業、ケア(医

療・介護・子育て)・教育と無償のボランティア活動が増えるコミュニティ経済の発展が鍵になります。

最初の2つの方策は、成長論者の提案と重なっています。この方策を検討していきますが、うまくいって

もゼロ成長の維持が精一杯ということが明らかになるはずですが、3つ目の方策は、地域内循環型経済の構築に向かいますから、成長戦略とは真つ向からぶつかる。

第一の方策は、女性の労働参加をはじめとして、働く人そのものを増やすということです。ただし、脱成長の立場からは、雇用(賃金労働)や有償の仕事だけではなく、非市場的な活動や無償の仕事への参加も重視する必要があります。

1つには、高齢者の就業意欲が高いことから、高齢者の就業を促進する。高齢者がより多く働けば、年金給付も少なくて済むという経済効果もあるが、むしろ高齢者の意欲や活力を維持する、貴重な技能や経験を継承し活用するといった面が重視されるべきです。そのためにも、職住接近の雇

用や仕事を創る、また無償のボランティア活動が増えるコミュニティ経済の発展が鍵になります。

実は日本の高齢者は、国際的に見るとすごく働いている。就業者の1割が65歳以上です。アメリカでも高齢者は就業者の5%、ドイツでは就業者の2%にすぎない。日本では高齢者の2割が働いているが、ドイツでは就業しているのは4.6%です。悠々自適の生活をする人が多いのは羨ましい(笑)。日本では、年金の給付水準が低いので働かざるをえないという面もあるが、働いたほうが元気になるという面もあります。

2つには、女性の労働市場への参加を促進することです。

女性の労働力率(15歳以上の人口に占める労働力人口の割合)は、高齢化の進展によって1990年の50.1%から現在(2010年)の48.5%に下がっている(男性は77.2%から71.6%に低下)。しかし、15歳~64歳の生産年齢人口のなかでの労働力率は現在63.2%であり、1990年の57.0%から6.2%上昇している。

よく知られているように、日本の女性の働き方には大きな歪みがあります。育児の負担を女性に押し付ける性別役割分業が解消されないために、出産・育児のため一時的に仕事をやめる女性が少なくない。M字型曲線の働き方が続いているということ。出産・育児を抱える年齢層の女性の労働力率は、30~34歳で67.6%、35~39歳で67.0%(2011年)である。95年の53.7%(30~34歳)からは上昇していますが、他の先進国と比べると際立って低い。30~34歳の女性の労働力率は、米国74.4%、ドイツ76.4%、スウェーデン87.8%です。

したがって、30歳代の女性の労働力率を5~10%引き上げ、M字型を解消することが政策目標とされています。安倍政権の成長戦略では、女性活用策の目標は、25~44歳の女性の就業率を約5%向上させ、2020年に73%にするというもの

である。

30~59歳の女性の労働力率が2.2%しか上昇せずM字型曲線が解消されない場合(A)には、女性の労働力人口は、生産年齢人口の減少にともなって2030年までに393万人減ると推計されている。労働力

率が3%上昇する場合(B)には、283万人の減少にとどまる。すなわち(A)の場合に比べると、110万人(毎年5.5万人)が新たに労働市場に参加する。さらに、労働力率が10.7%上昇してM字型曲線がかなり解消される場合(C)には、57万人の減少にとどまる。すなわち(A)の場合と比べると、336万人、毎年16.8万人が新たに労働市場に参加することになります(労働政策研究・研修機構「平成24年 労働力需給の推計」)。

しかし、残業をなくすなど男性の働き方の抜本的転換による家事・育児への参加(性別役割分業の廃止、正社員の短時間勤務制度の導入、男女問および正規・非正規間の時給格差の廃止が行われない限り)、女性の労働参加は進みません。

その点から見ると、安倍政権の女性活用政策は、矛盾に満ちています。アベノミクスは、女性を重要な労働力と見なして、その労働市場への参加を促進しようとする。5年で40万人の保育の受け皿を用意し待機児童をゼロにする、学童保育の受け入れ枠を30万人分拡大するといった子育て支援策は、そうです。

しかし、そのウルトラ保守主義の発想からは「家族による助け合い」を強調す

ることになる。介護や育児は、女性に任せ続けようというわけです。安倍が打ち出した「3年間抱っこし放題」の「3年育児」政策には、女性を家庭に戻して、費用のかかる3歳までの育児サービスが無償で担わせるという狙いが見え隠れしている。3年間も子育てに専念すれば仕事のスキルが失われ職場復帰は難しくなる、男女ともに短時間勤務制度を利用して仕事と育児を両立させる働き方ができるように支援すべきだ、という批判の声が女性のなかから出てくるのは当然です。

男性が育児に参加するために、残業のきびしい制限によって長時間労働をなくす政策が必要です。しかし、安倍政権は、「雇用改革」の一環として労働時間の規制緩和(ホワイトカラー・エグゼンプション)の導入などを企んで、残業を野放しにしようとしている。

また、2020年までに指導的地位に占める女性の割合を30%にするという目標を掲げているが、そのために必要なクオータ制の導入はやろうとしません。

安倍政権の女性活用策では、女性の労働参加はなかなか進まない。とはいえ、労働者の賃金、とくに男性稼ぎ主の収入が下がっているなかでは妻が働きに出ざるをえませんから、女性の労働参加は増えるでしょう。しかし、女性の労働力率が10%アップする場合で

その点から見ると、安倍政権の女性活用政策は、矛盾に満ちています。アベノミクスは、女性を重要な労働力と見なして、その労働市場への参加を促進しようとする。5年で40万人の保育の受け皿を用意し待機児童をゼロにする、学童保育の受け入れ枠を30万人分拡大するといった子育て支援策は、そうです。

しかし、そのウルトラ保守主義の発想からは「家族による助け合い」を強調す

ることになる。介護や育児は、女性に任せ続けようというわけです。安倍が打ち出した「3年間抱っこし放題」の「3年育児」政策には、女性を家庭に戻して、費用のかかる3歳までの育児サービスが無償で担わせるという狙いが見え隠れしている。3年間も子育てに専念すれば仕事のスキルが失われ職場復帰は難しくなる、男女ともに短時間勤務制度を利用して仕事と育児を両立させる働き方ができるように支援すべきだ、という批判の声が女性のなかから出てくるのは当然です。

も、新たに労働市場に参加する女性は年17万人です。毎年48万人も減るといふ労働力人口減少をカバーすることはできません。

### 泥縄式の外国人受け入れ

そこで、急浮上しているのが、外国人労働者の受け入れを増やすという政策です。

日本で暮らす外国人(外国人登録者数)は、特別永住者(在日韓国・朝鮮人など)38万人を含めて203万8千人であり、人口の1.6%を占めます(2012年末)。人口に占める外国人の割合は、米国12.3%(2005年)、ドイツ8.2%(2005年)、フランス5.6%(同)、イギリス5.5%(2006年)に比べると、はるかに少ない。2002年の174万6千人から2008年の214万4千人に増えた後は、原



た。うち外国人労働者は、71万7千人です(2013年)。

ところが、ここに来て安倍政権と自民党は、外国人労働者の受け入れ拡大に動きはじめています。建設業や介護サービスの分野で労働力不足が目立っているため、外国人労働者に頼るしかない、と、突然言い出した。建設業では、労働者が450万人にまで減少してき

たが、アベノミクスによる公共事業復活とともに労働力不足に陥っている。とくに2020年東京オリンピック開催を名目にした首都圏のインフラ整備や築地市場の移転工事は、東北の復興事業を妨げるほどの労働力不足を招いています。また、介護の分野では、低賃金や仕事のきつさから労働者の不足が深刻だが、2025年には100万人も不足すると推計されています。

そこで、外国人労働者の受け入れ拡大がにわかに打ち出されてきたのですが、何と驚くべきことに受け入れのやり方は、悪名高い技能実習制度を利用するというものです。現在は約15万人の外国人の技能実習生が働いているが、賃金未払いや長時間の残業などの問題が頻発しています。この制度は、技能習得に名を借りて外国人労働者を安い賃金で働かせる仕組みとして批判されてきました。

新しい政策は、最長3年の実習終了後に2年間延長して働くことを認める、また一定期間を経て実習生の再入国を認める、というものです。そして政府は、2020年東京オリンピックまでは、建設業で実習終了後3年まで追加で働くことができるという方針を早々と決めた。今後は、介護や家事サービスの分野でも技能実習制度を利用しようとしています。

安倍政権の本来のナショナリズム体質からすれば、定住につながる外国人労働者の受け入れは認めない。彼ら/彼女らを対等な市民として迎え入れる環境や制度の整備は行わないで、低賃金の労働力として期間限定で利用する。まったく人権無視で使い捨てのご都合主義的な対応です。

多くの外国人が日本にやって来て働いたり暮らしたりするのは、当然のことです。特定の専門的技術を持たない外国人が日本で働くこと(単純労働)を禁じている現行制度は、抜本的

に変えられ、門戸開放されるべきです。そのためには、日本人労働者との同一労働同一賃金、住まいや子どもへの教育の権利、一定期間の滞在後の永住権の取得といったことが保障される必要がある。

内閣府はかつて、人口減少を外国人労働者や移民の受け入れでカバーするためには、総人口を維持しようとすれば年間34万人、生産年齢人口を維持しようとすれば年間64万人もの受け入れが必要になると試算したことがありますが(『経済財政白書』2003年)。

しかし、1990年代前半から今世紀初頭にかけて外国人労働者が急増した時期でも、新たに受け入れた人数は、年平均5万人でした。毎年48万人もの労働力人口の減少をカバーできるだけの何十万人もの外国人労働者を毎年迎え入れることは不可能です。まして、彼ら/彼女らの権利や生活環境を確立しないまま、受け入れを拡大しようとする政策の破綻は、目に見えています。

者の生産性を高めることが必要になる。とりわけ高い知識と技能をそなえた人材を育成し、付加価値の高い労働をさせることが重視されます。

経済成長が労働力、資本、生産性の3つの要素によって決まることは、先に言いました。人口減少の下でも高い経済成長が可能だと主張する人びとも、女性の労働市場参加や外国人労働者の受け入れによって労働力人口の減少を十分にカバーすることは困難であること

を認めます。労働力不足が経済成長の根本的な制約になることは、認めざるを得ない。そこで、労働力の質を高めることによって生産性を向上させることが、経済成長を続けるための切り札として強調されます。

盛山和夫、小峰隆夫、大内伸哉たちは、経済成長の持続のためには労働力人口の減少を補って余りある生産性の向上が鍵を握ると、異口同音に言います。

「持続的な成長を達成するためには、労働人口の減少を補ってなお上回る生産性の向上を持続させなければならぬ(『盛山』経済成長は不可能なのか)。

「日本がやがて世界一の人口オオナス(総人口に占める生産年齢人口の割合が低下する)国家になることが『確かな未来』だということを考えれば、日本は『世界で最も生産性を高めることに

よって経済成長させ』ねばならない(小峰『確かな未来としての日本の少子高齢化』)。

「少子高齢化による労働力人口の減少とIT化の進展は、生産性の高い労働者をますます必要とする(大内『経済変化踏まえて見直しを』)。

アベノミクスの「新成長戦略」も、「人口減少社会への突入を前に、日本経済全体の生産性を向上させ、『稼ぐ力(収益力)』を強化していくことが不可欠(『素案』)と謳っています。

脱成長の立場に立つ人のなかでも、マイナス成長に陥らずゼロ成長を達成する

ために鍵は生産性の向上にある、と主張する人もいる。橋本俊昭が、そうです。「資本の成長率はゼロかマイナス。労働力の成長率が完全にマイナスの時に、全体の成長率をプラスにするには、技術進歩の成長率を資本と労働力のマイナス分を超えて大きくしなければなりません。……技術進歩(新製品の開発、コスト削減の新技術など)にだけしか期待できないとなると、もう1つの手法として1人ひとりの労働者の生産性を高くすることが非常に大事だと思えます(『脱成長』戦略)。

実際に仕事をして先輩から学びつつ経験を積んで能力を高めることが、生産性を高める有効な方法です。しかし、非正規雇用の場合、短期の細切れ契約で働くことが多いから、同じ仕事を続けて長い時間をかけて経験を積むことができない。また長く働いても研修を受けられないから、スキルアップができない。結局、質の低い労働力として使い捨てられています。

労働力人口が減少する時代には、労働者一人ひとりの人間としての価値も、労働力としての価値も高くなります。若者をスキルもな

い低賃金の非正規雇用労働者として使い捨てるやり方は、もはや通用しなくなりつつある。このことは、「すき屋」など飲食チェーン店で、時給を引き上げてもアルバイトやパートが集まらなくなっている異変を見れば明らかです。

ですから、どの分野で働く労働者であっても、教育と訓練を充実させて知識と技能を向上させ、労働の質を高めることが求められます。それによって、創意工夫も発揮でき、質の良い製品やサービスを生み出すことができるようになり、働くことの充実感も得られるようになるからです。

「雇用流動化政策の強化は、IT化の進展により産業界が必要とする業種や職種が大きく変わり、労働力もより成長性のある業種や職種への移動が必要となる時代に備える意味もある(大内)。

雇用の流動化、つまり解雇の自由化は、解雇されて失業する労働者を増やします。そこで、彼らが転職する能力を身につけることができるように、職業訓練・職業斡旋を充実させ失業中の生活を保障するセーフティネットの構築に力を入れるべきだと言われます。

しかし、日本では、労働組合の社会的規制力の弱さもあって、失業手当の貧弱さ一つとって見てもセーフティネットの構築が後回しにされ、雇用の流動化だけが進んできた。この傾向が改善されることは望み薄です。

第二に、労働力を生産性の高い部門に移動させて経済を成長させるという戦略は、雇用を増やすという点では本質的な限界にぶつかります。

生産性の高い成長産業としては、輸出競争力のある

# 農業の「常識」がひっくり返される 『家族農業が世界の未来を拓く』

## 食料保障のための小規模農業への投資 国連世界食料保障委員会専門家ハイレベルパネル/農山漁村文化協会

### 小規模農業は「非効率」？

TPP交渉をあくまで進めようとする政府は、「日本の農業を大規模化することによって、競争力をつける」のだという。もしかしたら本音では、「日本では農業の経済規模は国内総生産の1・5%に過ぎず、守るべきものではない」と思っているのかもしれない。あるいは「日本の農業を高付加価値のものにしていけば、十分生き残れる」という学者もいる。一方のTPPに反対する人たちの中にも、「小規模農業は非効率ではあるが、保護し守っていかなければならない」と考えている人たちは少なくないのではないかな。

### 『国際家族農業年』

本書は国連世界食料保障委員会の専門家ハイレベルパネルが昨年6月に発表した「食料保障のための小規模農業への投資」という報告書を翻訳したものである。今年2014年は、国連の定める「国際家族農業年」でもあるが、なぜ国連はこの報告の中で小規模の家族農業に目を向けているのだろうか。

これにはいくつかの理由がある。一つは冒頭に紹介したように、小規模農業の本質的な効率性に注目するからである。また、もう一つは今日の世界で現実に農業は小規模農業、家族農業によって担われているためである。世界の人口の3分の2、農地の38%を捕捉し



家族農業が世界の未来を拓く  
食料保障のための投資  
小規模農業への投資

た調査では、経営耕地面積生産性は大規模経営のなんと2・3倍である。農民一人当たりの生産額は大規模経営のほうが確かに多いかもしれないが、これも本質的には化石エネルギーの多消費構造に支えられてのことだ。石油価格の高騰でも起きれば大きく変動する。地球全体の耕地面積が絶対的に有限であることを考えたとき、どちらの効率性を重視すべきかは明らかだ。

### 農業の問題とは何か

これらの互いに異なる領域を同列に並べて議論することに、違和感を覚える人は多いに違いない。産業としての農業の生産性の問題と、現実の農村の実態のこと、あるいは保護の対象としての農村、農民というテーマが、この報告では混ざりあい連続的に論じられているからである。議論が混同されていると受け止める人もいるだろう。

解りにくさの理由は、私たちが知らず知らずのうちに、現存する世界を「産業社会」の枠組みの中で考えようとしているからではないか。「この世界は様々な産業の集合体として形成されている、農業もその一つだ」と考えれば、食料保障については農業の生産性にこそ

複数の収入源を持つことは、本質的に自然環境や気象条件に左右されやすい農業のリスクを分散し、農業の安定に寄与するのだという。ここでも着目すべきなのは産業ではなく人だ、という姿勢が貫かれている。かつて農民は「百姓」と呼ばれた。百の職業を持つという含意があるという指摘もある。今でも農民の多くは、農業生産を行い、土木工事を自前でやり、農機具を自分で修理し(時には自作し)、簡単な倉庫ぐらいは自分で作る。それなのに今日の社会では、農民は補助金がなければ生活できない、最も自立できていない業種だとみなされている。これもどこかで倒錯している。

一方で「リスク分散と生存の安定のための兼業化」と聞いて、読者が今思い浮かべるのは、むしろ都市住民の農業志向のほうかもしれない。「半農半X」というスタイルが流行り始めているが、都市住民のほうこそ兼業化を切望している。

### 兼業農家の奨励

もう一つ興味深いのは、この報告の中で、農村の状況を改善する方策として、兼業農家が奨励されていることである。日本農業をめぐる一般の言説では、兼業農家は非効率で生産性を阻害する元凶のように扱われている。農水省の方針も、兼業農家から農地を集約して、少数の大規模な専業農家を育成することである。しかし本報告では、農家

この報告を読めば、農業の直面する問題を解決し小規模農業、家族農業の今後を考えるためには、思考の枠組みの大きな転換が必要であることがわかる。それは一つには、産業社会の枠に縛られない発想なのだと思う。産業社会を超える発想というのはとてつ

もなく難しい。ベーシックインカムなどの壮大な未来構想でさえ、近代産業社会を前提に成立している。それでもかつてマルクスや宮沢賢治は、人々が産業に従属し、職業に分断された世界を超えることを構想した。今日では世界全体を解放しない限り自身も解放されないものは、農業なのかもしれない。

この報告は内容自体も豊かで興味深い。理論的な考察の手法自体が一つの優れたモデルになっている気がする。既存の言説にとらわれずに考察の対象にどのような迫るか、そしてそのための理論的な枠組みをどう構成するか、調査の対象や分析の仕方をどうするか等が同時に学べる。その意味でも単なる一過性の「消費される読書」に終わらない内容が詰まっている。

本書の共訳者の一人である関根佳恵さんはまだ若い研究者であるが、実はこの報告書の6人の執筆者の一人でもある。彼女の書いた「逆コースの『農地改革』?」小規模家族農業からビッグビジネスへが、プロジェクトチームのリーダーの目にとまり、メンバーに加わったのだという。これからの活躍に期待しよう。

『家族農業が世界の未来を拓く』食料保障のための投資  
国連世界食料保障委員会専門家ハイレベルパネル/農山漁村文化協会/2160円

### 生産性の低い部門こそ重要

では、生産性の低い部門とは、どのような産業でしょうか。農林水産業サービス業、卸・小売業などがそうです。業種別では、飲食サービスに次いで、介護・医療の分野は生産性が低い。

しかし、経済成長をめざすのではなく、雇用と仕事を創るという立場に立てば、生産性の低い産業、とくにサービス産業が重要な役割を果たす。コンビニやスーパーなど卸・小売業の就業者は980万人。介護・医療の分野の就業者は10年間で185万人増えて613万人(10年)になっている。介護の分野だけでも、81万人から223万人へと急増しています。

【本稿は、14年2月21日の座標塾で話した講義内容に手を加えたものです。なお、『季刊ピープルズ・プラン』65号に掲載される拙稿「人口減少の下で経済成長は可能なのか」も参照してください。6月17日記】

滝川一郎

# 再稼働トツプ川内原発反対

## 6・12〜14現地行動

### 天野恵一

#### 福島原発事故緊急会議・再稼働阻止全国ネットワーク事務局

原子力規制委員会が、再稼働へ向けての適合性審査を、川内原発（鹿児島県・九州電力）について優先的に進めることを決定。その作業をスタートした。それは、今、すべてストップしている日本の原発の再稼働のトツプが川内原発である。政府・規制庁・電力会社という原発推進派が公然と宣言したことを意味する。川内原発を突破口に、続々と各地の原発が再稼働される。

こうした事態を前にして、現地の反対運動と合流する「現地行動」をつくりだす。

出そうという活動が、「経産省前テントひろば」「たんぼぼ舎」「再稼働阻止全国ネットワーク」を事務局とする「川内原発動かすな！東日本決起集会実行委員会」の結成を通して開始された。ターゲットは、6月13日から開かれる鹿児島県議会議事冒頭に推進派知事伊藤（議事冒頭に推進派知事伊藤）の所信表明である。県議会議を抗議の声を包囲する行動をつくり出す。

### 避難計画不備を問う

東京から、200人以上の参加者に乗せた飛行機が鹿児島空港に着いたのは6月12日の午後である。一行は、バスで県議会議前へ。現地の人々と合流し、県庁（議会議前）で抗議集会（記者会見も兼ね、翌日からの行動をアピール）。

8時で切り上げ、ホテル・旅館へ。6月13日は現地の「ストップ再稼働！3・11鹿児島集会実行委員会」主催の県庁前での「6・13県議会議」再稼働させない！行動集会へ。要保護者の避難計画不備を問うに合流。主催者が「今日は県内各地・九州各地、そして沖縄から北



で行うのか——明確に答えた自治体はありません。混乱なく避難できるといっているのは全くの絵空事です。病院や福祉施設に要保護者の避難計画は5キロ圏を除いて皆無です。在宅要保護者の避難計画も30キロ圏では全く策定されていません。伊藤知事は5月の記者会見で「10キロ圏の要保護者計画は7月にはできる。そこまで出来たらパーフェクトに近い」と発言、「30キロ圏の要保護計画を作らないと再稼働できないというなら、全部の原発は動かさない」と暴言を吐きました。要保護者は切り捨てられようとしています。

この日の記者会見でも知事は「30キロまでの要保護者の避難計画は現実的ではなく不可能だ」と発言した。この日の後に持たれた「全国相談会」では、避難無計画（不可能）でも再稼働という政治姿勢への、抗議の声が渦巻いた論議とあいなった。夜は、日本最大の活断層（中央構造線）もある火山島（九州）の川内原発をまず再稼働という、正気とは思えない点を強くアピールするピラミッド行動を展開した人々と合流して、「交流会」。14日はPR館を閉じ、ゲート前を占拠した警察の妨害をはねのけ、原発ゲート前行動も実現（220人）。現地鹿児島再稼働を許すまいという、危機感に満ちた気運の高まりと広がりを感じつつ、帰路へ。

## 第3滑走路策動に対決し 三里塚・横堀現地行動

6月1日、第3滑走路策動弾劾！横堀現闘本部裁判勝利を掲げて、三里塚・横堀現地行動が行われた。主催は三里塚空港に反対する連絡会。参加者は50人。

6月6日、国交省の有識者会議は首都圏の羽田、成田両空港の年間発着枠拡大策をまとめ、合計発着枠を14年度末75万回から2020年までに1割増の82万6千回まで増やせるとした。さらに過大な需要予想に依拠して30年代には両空港に3千メートル級の滑走路を建設し110万回を目指すとという計画案を示した。

成田空港は横堀現闘本部破壊のために、2月6日千葉地裁に横堀現闘本部破壊裁判（「朽廃建物収去土地明渡請求事件」）を提訴した。昨年4月最高裁の不当判決によって現闘本部の土地を奪い、今度は空港拡大のために現闘本部撤去をめざして提訴した。

第1回弁論は5月14日。裁判で空港会社は「現闘本部は98年1月旗開き以降は一切使用していない」「航行の安全に支障が生ずるおそれがあったから、（08年9月に）四方に鉄板柵を設置し、閉鎖した」と主張した。現闘本部は98年以後も空港会社が一方的に道路を封鎖するまで諸々の行事や会合で使用してきた。本部が「損壊状態」になったのは、空港会社が道路を一方的に封鎖し、管理・補修作業を妨害したためだ。勝手な主張は許されない。

横堀現闘本部破壊裁判で被告とされた柳川秀夫さん（三里塚芝山連合空港反対同盟代表世話人）は「反対同盟に何の連絡もなしに道路を封鎖して現闘本部を空港の中に組み込み、建物が老朽化したから撤去しろと言ってきた。自由に通行できるのなら、管理するといったが、立ち入りを許さないで裁判に訴えてきた。共有地の強制買い上げと同じ。空港を造るために、反対するものは話し合わないと向こうの方針でやりた放題。

5月、3本目の滑走路の方向性が報道された。その前から商工会議所が滑走路建設を求めていた。91年からのシンポ・円卓会議の結果では、『新しい滑走路建設には地元の意志尊重』ということで合意した。だが、国・県にとつての『地元』は住民ではなく、市や町ということが依然としてまかり通っている。商工会議所は地元として3本目の滑走路を要望し、それを受けて国交省が検討する。やりかたが巧妙。はらわたが煮えくり返る。短い時間でのはっきりした成果は難しい。長い時間で、だめなものを行った。

加瀬勉さん（三里塚大地共有委員会代表）のメッセージ代読の後、小山広明さん（前・泉南市議会議員）が発言。

炎天下、「横堀現闘本部裁判に勝利するぞ」とシニユレヒコールを上げながら、横堀と辺田をデモ。後半の集会で、石井紀子さんは「ただただ見栄と意地で空港を拡張しようとしている。本気なんだろうかって思う。空港会社は、どこまでも信用できない。やることはやっていきたる。しかも、横堀農業研修センターの土地を返せという話があって、なんとしてみ守りたい」と発言。

6月1日、横堀農業研修センターでの第3滑走路の動きが地元から出ているが、成田空港会社はそれほど熱心ではない。第3滑走路がいかに荒唐無稽かは三里塚闘争の歴史を見れば明らか。

清井礼司弁護士は「現闘本部を『ごみ』だとして、空港会社が取得した土地からごみをよけるというのが裁判での空港会社の主張。裁判所には現闘本部の検証を求める。行政当局でも空港問題の歴史を知らない人間が空港建設を進めている、歴史を掘り起こしながら、裁判を闘い、第3滑走路を許さない。裁判に協力を」

のはだめということで行動することが大事」



6月1日、横堀農業研修センターでの第3滑走路の動きが地元から出ているが、成田空港会社はそれほど熱心ではない。第3滑走路がいかに荒唐無稽かは三里塚闘争の歴史を見れば明らか。

国連・憲法問題研究会報告第57集

レイシズムと安倍政権

なぜ隣人を「憎む」のか

安田 浩一

定価 500円

# 戦争するな! 9条を壊すな!

## 集団的自衛権閣議反対の声高く



6月12日

安倍政権は5月15日安保法制懇報告、「基本的方向性」を出し、国会会期中の閣議決定をめざしたが、実現できなかった。だが、7月初めにも閣議決定を目指している(6月21日現在)。

与党協議では、何の歯止めにもならない「要件」が示され、際限のない武力行使

「この先本当に戦争になるのか。あるかもしれない。戦争は暴力。戦争が始まった翌年、私の親父を戦争にもつていかれた。戦後復員したが、戦争に人生を奪われた。おじの1人は戦争でどこで死んだのか分からず、髪の毛一本返ってきかない。皆さん、これから一緒に戦争反対のたたかいを続けましょう」

集会終了後、参加者は国会周辺へ移動。官邸・国会前で抗議行動を行い、集団的自衛権行使容認閣議決定反対を訴えた。

6月17日には「戦争する国」にするな! 6・17大集会ー解釈で憲法をこわすな!が行われた。主催は解釈で憲法9条を壊すな!実行委員会。5千人(主催者発表)が集まった。

集会で池田香代子さん(翻訳家)は「集団的自衛権行使の要件として国民の生命、自由、幸福追求権が根底から覆されるおそれ」と言い出している。自民党国家安全保障基本法案ではおそれではなく事態だった。公明党の抵抗で『おそれ』が『事態』に変わっても国家安全保障基本法案と同じになるだけ。

国民の自由、生命、幸福追求権が脅かされているのは安倍首相によって。これは憲法『介錯』クレーター。憲法の後ろでダンヒラを振り回すな。どう解釈しても今の憲法で集団的自衛権行使はできない。俗耳に入りやすいイラストで集団的自

衛権行使の説明をしていたが、あれはアベちゃんがあれしか理解できないから。中国との間で緊張を高められているのはマッチポンプ。軍事的対決を進める政府の姿勢こそ、国民の生命、自由、幸福追求権が根底から覆されるおそれだ。大きな民主主義のうねりを作って抵抗していきなさい」

中野晃一さん(立憲デモクラシーの会、上智大教授)は「立憲デモクラシーの会は学者67人が呼びかけ、千人以上の学者・市民が賛同して活動している。憲法を壊すということまで行ってしまったことを先人たちが考えなかつただろう。立憲主義まで戻り、改憲派とも一緒にやっている。デモクラシーの語源は民衆の力。改憲派の憲法学者小林節さんは『これは憲法泥棒だ。少し盗むならいいということはない。まして、泥棒が憲法を盗んだ上で、必要最小限の空き巣であればいい、必要最小限の空き巣とは何かを泥棒が決めるということがある。はならない』と批判していた。

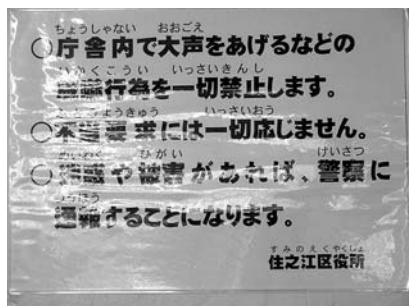
マスコミ報道は与党協議で重要なことが行われ、穏やかなものにしたかのような印象を与えるのに協力している。原点・原則に戻り現実にしてやっていかないといけない」

集会後、参加者は2コースに分かれてデモ。官邸前では官邸抗議行動が行われた。

## 大阪市生活保護行政問題調査団

# 生活保護行政の真の適正化を

片山かおる 東京都小金井市議会議員 / 生活保護費大幅削減反対!三多摩アクション



5月28日、生活保護費大幅削減反対!三多摩アクションから大阪市の調査に参加しようと、立川さんや片山が大阪に向かった。朝早くからの集いに170人以上が参加。4つのグループにわかれ、大正区、淀川区、住之江区、生野区との交渉に向かう。私は住之江区へ。

住之江区役所の交渉には両宮処凛さんも参加。参加者や当事者の熱く的確で専門的な発言に、4月に変わったばかりの担当者も驚いた。4月になってきた。

ここで問題になったのは扶養義務強化。35年間音信不通の子もや当時は生まれてなかった孫にまで通知が届いていた。生活歴の調査が不十分と判明。高校生アルバイト収入について知らずにいた親が保護費返還を求められた。不正受給とカウントされる中に、このような問題がピックアップされる。いざいざ生活保護法の運用を詳細に把握していない行政の対応が問題だった。

住之江区役所の生活支援課の窓口は寂しくて、誰もや介護も低レベルでいいと置いてない。「威圧的行動を禁ずる」といったブレートが窓口に何枚も貼ってある。そのような掲示のほうがよほど威圧的である。

あとで浪速区役所のようすを聞くと、面談室に自衛隊のカレンダーが貼ってあったそう。監視カメラは各区役所の面談室の天井付近に設置されている。面談に訪れた側の録音は許さないのに、行政側は録音録画することがなぜ許されるのか。

淀川区の実施体制。ケーブスワーカー(CW)の数が足りず監査でも指摘された。厚労省から訪問調査活動をきちんと行うよう毎年指導されるが、CWの業務過剰で過度な負担から病気休職してしまう。本庁(大阪市)に物が言えない空気がある。たつたつ70円が対象となる不正受給の問題は計算間違いなども指摘され、CWの業務過剰も一因ではないかと言われている。

大阪市の助言指導書を出して就労指導を指示している。保護申請前に就労指導をしてはいけない、と厚労省から指導を受けているにも関わらず、違法な行政運営を無意識に続けている怖さがある。社会福祉士の資格を持たない職員が多く、大正区では申請時のガイ

## ◎無理を強いる大阪市ガイドライン

夕方からエルおおさかに報告集会「大阪市の生活保護行政を考える市民集会」区役所交渉で何がわかったのか。220人が参加した。

生野区では介護扶助等の自己負担の強要が交渉のテーマ。本来、介護扶助として支給される1割部分を自己負担させられた例が大阪全体で133件も見つかっている。生野区の24件で自己負担したものはないか、あとで調べて報告してもらおうことになった。医療や介護も低レベルでいいという自治体の思いが透けて

の生活保護行政の真の適正化を求める要望書」を提出し、市の指導改善を求めた。そもそも市全体で1500人も足りない状態。厚労省からの指摘は30以上あるが改まらず、むしろ悪化している。どの問題についても法に基づいていない。違法であっても大阪市での運用がまかり通っている。大阪だけでなく近隣にも影響する問題である。

今回の調査団の目的は、大阪市の生活保護行政を「適正化」することで、生活保護における国の責任を改めて問うことでもある。現場の職員に生活保護の教育をする意識で参加している人も多い。自治体の意識改革をすることが、国の政策を自治体から築きあげていく出発点となる。

法の運用について様々な事例を把握した、緻密な区役所交渉の重なりから、市民が職員と直接論争しながら地域を変えていく可能性での事例をもとに「大阪市の

